

資料編

Ⅰ 計画の策定経過

年月日	内容
令和5年度	
令和5年8月30日	第1回鳴門市児童福祉審議会 ・第3期鳴門市子ども・子育て支援事業計画について
令和5年11月22日	第2回鳴門市児童福祉審議会 ・第3期鳴門市子ども・子育て支援事業ニーズ調査について
令和5年12月14日 ～令和6年1月15日	第3期計画策定に係るニーズ調査実施
令和6年3月13日	第3回鳴門市児童福祉審議会 ・第3期策定に係るニーズ調査の結果について
令和6年度	
令和6年8月7日	第1回鳴門市児童福祉審議会 ・鳴門市児童福祉審議会へ諮問 ・第3期計画策定について ・第3期計画骨子案について
令和6年10月17日	第2回鳴門市児童福祉審議会 ・第3期計画（素案）について
令和6年11月28日	第3回鳴門市児童福祉審議会 ・第3期計画（素案）について ・パブリックコメント実施手続について
令和7年1月7日 ～2月6日	パブリックコメント実施
令和7年3月13日	第4回鳴門市児童福祉審議会 ・パブリックコメント実施結果について ・第3期計画（案）について ・鳴門市児童福祉審議会から答申

2 鳴門市児童福祉審議会運営要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳴門市附属機関設置条例（平成25年鳴門市条例第2号）第11条の規定に基づき、鳴門市児童福祉審議会（以下「審議会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(会長及び副会長)

第2条 審議会に会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、それぞれ委員の互選により定める。

3 会長は、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第3条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会議は、会長が議長となる。

3 会議は、委員の過半数が出席しなければこれを開くことができない。

4 審議会の議事は、出席した委員の過半数をもってこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第4条 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、会議に出席を求め、意見又は資料の提出を求めることができる。

(会議の公開等)

第5条 会議の公開は、会議の傍聴を希望する者に、当該会議の傍聴を認めることにより行うものとする。

(ワーキンググループの設置及び会議)

第6条 審議会の検討事項をより実務的に審議するため、審議会のもとに鳴門市児童福祉ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を置く。

2 ワーキンググループは、座長と班員をもって組織する。

3 座長は、子育て支援課長をもって充てる。

4 班員は、庁内関係課の職員及び座長が指名するものとする。

5 ワーキンググループの会議は、座長が必要に応じて招集する。

(庶務)

第7条 審議会及びワーキンググループの庶務は、子育て支援課において行う。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

3 鳴門市児童福祉審議会委員名簿

(順不同：敬称略)

選出区分	所属名・役職名	氏名	備考
学識経験者	鳴門教育大学大学院教授（幼児教育）	湯地 宏樹	会長
	鳴門教育大学大学院准教授（幼児教育）	木村 直子	
	鳴門市医師会 理事 （田口小児科クリニック理事長）	田口 義行	副会長
関係団体 代表者	鳴門市民生委員児童委員協議会 代表	乾 肇	
	鳴門市民生委員児童委員協議会 児童委員活動推進部会 部会長	西川 寛	
	社会福祉法人 鳴門市社会福祉協議会長	松本 久和子	
	鳴門市自治振興連合会 会長	益岡 道義	
	特定非営利活動法人 子育て応援団レインボー 理事長	前田 晴美	
	鳴門市幼稚園長会長（撫養幼稚園長）	藤川 しのぶ (長尾 佳子)	
	鳴門市児童クラブ連絡協議会長	藤井 明美	
	鳴門市保育協議会 会長	亘 安美	
	鳴門市幼小中PTA連合会長	佐藤 誠二 (蟹江 美子)	
	鳴門市幼小中PTA連合会 幼稚園部 理事	江澤 紋 (中山 恵美)	
	鳴門市保育所保護者会連合会長	谷村 和紀 (酒井 美里)	
関係行政 機関の職員	徳島県中央こども女性相談センター所長	原内 孝子 (森吉 雅史)	
市民公募		西上 知子	
		吉田 朝美	

() 内は所属団体の役員改選等により交代した前任者

4 鳴門市うずっ子条例（一部抜粋）

●第1章 総則

第1条（条例の目的）

この条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、鳴門市に関係する個人及び団体が地域社会全体で協力し、それぞれの役割と責任を果たすことにより子どもの権利を保障し、子どもの成長と子育てを支援することで、子どもに関する諸問題が解消され、子どもの最善の利益と心安らぐ安定した生活が守られ、子どもの意見が尊重される社会と環境の実現に寄与することを目的とします。

第2条（定義）

この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによります。

- (1) 子ども 18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいいます。
- (2) 保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、子どもを現に監護し、又は養育する者をいいます。
- (3) 地域住民等 子どもが育つ地域に居住し、通勤し、又は通学する者をいいます。
- (4) 育ち学ぶ施設 保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校、高等学校その他子どもが育ち、学ぶことを目的として通所し、通学し、又は入所する施設をいいます。
- (5) 事業者等 市内において事業活動を行う個人及び法人その他の団体をいいます。
- (6) 大人 子ども以外の者をいいます。

第3条（基本理念）

子ども及び子育て家庭への支援は、次に掲げる事項を基本理念として、地域社会全体で推進するものとします。

- (1) すべての子どもが置かれている環境等にかかわらず、差別的な扱いを受けることがなく、安全・安心に生きていくことができるよう、子どもの基本的人権が尊重され、その権利が擁護されること。
- (2) すべての子どもが自らを大切に思う気持ちと他者を大切に思う心を育み、一人ひとりの個性を尊重しながら、自己肯定感とたくましく生きる力を身に付けることができるよう支援されること。
- (3) すべての子どもが発達段階に応じた学びや遊びを通じて、豊かな人間関係を育み、主体的に社会に参加することができるよう環境が整備されること。
- (4) 保護者が家庭や子育てに夢を持ち、子育ての喜びを実感できるよう支援されること。
- (5) 市、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設及び事業者等は、現在から将来にわたって子どもが幸せに生活できる社会の実現のため、それぞれの責務や役割を果たすとともに、互いに連携し、地域社会全体で施策に取り組むこと。

●第2章 地域社会の役割と責務

第4条（市の役割と責務）

- 1 市は、子どもを地域社会全体で健やかに育むため、国、他の地方公共団体その他の関係機関等と連携し、子どもが生まれる前から大人になるまで、子どもの最善の利益が守られるよう、年齢や発達段階に応じた支援施策を切れ目なく、総合的かつ一体的に実施するものとします。
- 2 市は、保護者、地域住民等、育ち学ぶ施設の関係者及び事業者等が互いに情報を共有し、協力しながらそれぞれの役割を果たすことができるよう、個人情報 の適正な取扱いを確保しつつ、必要な支援及び調整を行うものとします。

第5条（保護者の役割）

- 1 保護者は、子育てにおける第一義的責任があることを認識し、子どもの最善の利益を考えるとともに、子どもの人格を尊重し、子どもの成長や発達に応じた養育に努めるものとします。
- 2 保護者は、子どもが豊かな人間性や基本的な生活習慣を身に付けて成長することができるよう、必要な協力を周囲から得るとともに、より良い家庭環境づくりに努めるものとします。

第6条（地域住民等の役割）

- 1 地域住民等は、日常生活において子どもを見守り、安全・安心に子どもが生活し、保護者や家庭が子育てをすることができる地域の環境づくりに努めるものとします。
- 2 地域住民等は、子どもの成長に関して、子どもと保護者に向けた情報及び知識の共有並びに交流及び相談等の支援に努めるものとします。
- 3 地域住民等は、保護者及び育ち学ぶ施設を支えるとともに、市及び地域団体（地域住民等で成り立っている団体等をいいます。）が行う子ども・子育て支援の取組に協力するよう努めるものとします。

第7条（育ち学ぶ施設の役割）

- 1 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもの最善の利益が守られ、子どもの年齢及び心身の発達に応じて、子どもが主体的に育ち、学ぶことができ、それにより能力や可能性を最大限に伸ばすことができるよう、必要な支援を行うこととします。
- 2 育ち学ぶ施設の関係者は、子どもが自分と他人が持つ権利を理解し、尊重し、守ることを身に付けられるよう、支援に努めるものとします。

第8条（事業者等の役割）

- 1 事業者等は、子育てにおける保護者の役割を理解し、保護者が仕事と子育てを両立できる職場環境の整備に努めるものとします。
- 2 事業者等は、地域社会の一員として、地域で行われる子どもの健やかな成長のための取組に協力するとともに、将来の地域を担う人材の育成に努めるものとします。

5 用語の説明

英数

1号認定の児童（子ども・子育て支援法第19条第1項第1号の規定によるもの）

満3歳以上の、就学前の子ども（下記の2号認定の児童を除く）。

〔主な利用先〕 幼稚園、認定こども園（幼稚園機能部分）

2号認定の児童（子ども・子育て支援法第19条第1項第2号の規定によるもの）

満3歳以上で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とする、就学前の子ども。

〔主な利用先〕 保育所、認定こども園（保育所機能部分）

3号認定の児童（子ども・子育て支援法第19条第1項第3号の規定によるもの）

満3歳未満で、保護者の就労や疾病等の事由により保育を必要とする、就学前の子ども。

〔主な利用先〕 保育所、認定こども園（保育所機能部分）

あ行

医療的ケア児

医学の進歩を背景として、NICU（新生児特定集中治療室）等に長期入院した後、引き続き人工呼吸器や胃ろう等を使用し、たんの吸引等の医療的ケアが日常的に必要な子どものこと。

オレンジリボン運動

「子ども虐待のない社会の実現」をめざす市民運動のこと。子ども虐待防止のシンボルマークであるオレンジリボンを広めながら、多くの方に子ども虐待の現状を伝え、関心を持っていただき、市民のネットワークにより、虐待のない社会を築くことをめざしている。

か行

コーホート変化率法

同年または同期間（コーホート）の過去の実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法のこと。

さ行

児童館

児童福祉法第40条に基づく児童厚生施設の1つで、児童に健全な遊び場を提供し、遊びを通じて健康の増進や情操を豊かにすることを目的としている施設のこと。本市では「市場・川崎児童館」が堀江南地区に設置されている。

た行

地域型保育事業

市町村の認可事業として児童福祉法に位置づけられた事業のことで、主に保育を必要とする満3歳未満の子どもを対象としたもの。次の4つの事業類型がある。

◆小規模保育事業

定員6～19人という比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、保育を実施する。3つの類型がある。

◆家庭的保育事業

家庭的な雰囲気の下で少人数（定員5人以下）に保育を実施する。保育者の居宅その他の場所で保育を行う。

◆居宅訪問型保育事業

保育を必要とする子の居宅において、1対1を基本とする保育を実施する。

◆事業所内保育事業

事業主が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施するもの。地域の子どもへの保育の提供が求められる。2つの類型がある。

な行

鳴門市うずっ子条例

子どもたちのことを第一に考える鳴門市の実現のために制定し、令和5年4月1日に施行した条例。生まれてから18歳くらいまでの人を「子ども」として位置づけ、国際連合の「児童の権利に関する条約（子どもの権利条約）」にのっとり、すべての子どもが持っている「生きる権利」、「育つ権利」、「守られる権利」、「参加する権利」を尊重し、子どもを守ることや、子どもの成長と子育てを支援すること、そのために鳴門市に関係する人たちがやるべきことを定めている。

鳴門市子どものまちづくり推進協議会

「地域で子どもを育てる」という視点に立ち、子どもが主役のまちづくりを推進する、子ども関係のグループ・団体や関係機関で構成されるネットワークグループのこと。「子どものまちフェスティバル」や指導者養成講座の開催などの活動を行っている。

ネウボラ（鳴門市こども家庭センター）

「ネウボラ」とは、フィンランド語で「アドバイスの場」を意味しており、妊娠期から子育て期にわたる切れ目ない支援の提供を目的に、妊産婦等からの相談に応じ、母子保健サービスと子育て支援サービスを一体的に提供できるように、必要な情報提供や関係機関との調整、支援プランの策定を行う機関。

令和6年4月、家庭児童相談室とともに鳴門市こども家庭センター内に設置し、子育てに関する包括的な相談窓口を担っている。

は行

パブリックコメント

市が政策等を決定しようとする過程において、その政策の趣旨や内容を「素案」として広く公表し、市民等からいただいた意見や提案などを考慮した上で政策を決定するという一連の手続きのこと。「市民意見公募手続」「市民意見提出手続」などと訳される。

フェーズフリー

身のまわりにあるモノやサービスを日常時はもちろん、災害時にも役立つようにデザインする考え方のこと。一例として、本市の津波避難場所に指定されている道の駅「くるくるなと」では、多種多様な商品を販売しているが、これらは災害時の備蓄食料としての意味合いも有している。また、2階の屋上芝生広場は、日常は多くの親子連れなどが憩う交流の場であるが、ゆるやかなスロープとすることで、津波発生時に高齢者や車椅子の人が高いところまで避難しやすくなるように設計されている。

ま行

民生委員児童委員、主任児童委員

「民生委員」は、厚生労働大臣から委嘱され、それぞれの地域において、常に住民の立場に立って相談に応じ、必要な援助を行い、社会福祉の増進に努める者のこと。

「児童委員」は、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるように、子どもたちを見守り、子育ての不安や妊娠中の心配ごとなどの相談・支援等を行う者のこと。また、一部の児童委員は児童に関することを専門的に担当する「主任児童委員」の指名を受けている。「民生委員」は「児童委員」を兼ねているため、まとめて「民生委員児童委員」という。

道レポ

道路の陥没や倒木など道路の不具合や異常な箇所を発見した時に、スマートフォンを利用して、その場から現場写真の共有及び位置情報を通報できるサービスのこと。

や行

ヤングケアラー

本来大人が担うと想定されている家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと。子ども・若者育成支援推進法では、国・地方公共団体等が各種支援に努めるべき対象としてヤングケアラーが明記されている。

幼児期の終わりまでに育ってほしい姿

「幼稚園教育要領」「保育所保育指針」「幼保連携型認定こども園 教育・保育要領」に明記された幼児期の終わりまでに育ってほしい「10の姿」のこと。

要保護児童対策地域協議会

虐待や非行など、様々な問題を抱えた児童の早期発見と適切な支援を目的とし、児童福祉法に基づいて設置された協議会のこと。児童相談所や福祉事務所、学校・教育委員会・警察など地域の関係機関によって構成されており、支援を必要とする子どもの適切な保護を図るために必要な情報の共有を行うとともに、支援の内容に関する協議を行う。

わ行

ワーク・ライフ・バランス

一人ひとりが「仕事」と、結婚や育児等の家族形成のほか、趣味や休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。

量の見込みと提供体制における表の単位表記について（第5章に記載）

◆ 人

実人数（実際にそこにおいて、動いていた人の数）のこと。同一人物について、重複カウントをしない。

◆ 人日/年（組回/月）

延べ人数（ある1つの物事を成し遂げる際に動員した、人や組の数）のこと。「/年」では年間の、「/月」では月間における数を表す。同一人物について、重複カウントをする場合がある。

【例】ある事業に「Aさん、Bさん、Cさん」がそれぞれ5日ずつ参加した場合。

⇒参加人数は、「実人数では3人」「延べ人数では15人」となる。

⇒この場合、本計画へは「3人」「15人日」と表記される

第3期 鳴門市子ども・子育て支援事業計画
令和7年3月 発行

発行／鳴門市

<http://www.city.naruto.tokushima.jp/>

編集／鳴門市 こども未来創造部 子育て支援課

〒772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜 170

TEL : 088-684-1251

子どもたちの未来のために



鳴 門 市